区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	稼働病床の数	一、五四九、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	稼働病床の数	一、〇三三、〇〇〇円